

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-基-021 改 01
提出年月日	2023 年 4 月 21 日

## 基本設計方針に関する説明資料

### 【第 21 条 耐圧試験等】

### 【第 58 条 耐圧試験等】

- ・ 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する  
説明書に係る様式－7)

- ・ 条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する  
説明書に係る様式－6)

- ・ 先行審査プラントの記載との比較

2023年4月

中国電力株式会社

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)  
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)  
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（DB）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>（耐圧試験等）</p> <p>第二十一条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の〇・九倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認することができる。</p> <p>①, ②</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項の規定に適合する耐圧試験は、「設計・建設規格2005(2007)」の第11章又は「設計・建設規格2012」の第11章によること。</p> <p>（「設計・建設規格2007技術評価書」及び「設計・建設規格2012技術評価書」）①, ②</p>	<p>クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」（J S M E S N C 1）等に従って実施する。</p>	<p>クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>①, ②【21条1】</p> <p>ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>①, ②【21条2】</p> <p>なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」（J S M E S N C 1）等に従って実施する。</p> <p>①, ②【21条3】</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下余白 —</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
 【第21条 耐圧試験等】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)  
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)  
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>一 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とすること。ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とすることができる。①</p>	<p>内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。</p> <p>ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とする。</p>	<p>内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。</p> <p>①【21条4】</p> <p>ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とする。</p> <p>①【21条5】</p>			<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等
<p>二 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。②</p>	<p>内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。</p>	<p>内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。</p> <p>②【21条6】</p>			<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等
<p>2 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないものでなければならない。③</p>	<p>使用中のクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で、漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。</p>	<p>使用中のクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で、漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>③【21条7】</p>			<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等

【第 21 条 耐圧試験等】

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)  
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)  
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備 考
<p>(解釈)</p> <p>2 第 2 項の「漏えい試験」は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格（2008 年版）」（JSME S NA1-2008）又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格（2012 年版）」（2013 年追補及び 2014 年追補を含む。）（JSME S NA1-2012/2013/2014）に亀裂解釈の「別紙 6 日本機械学会「維持規格」等の適用に当たって」の要件を付したものであること。（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格（2008 年版）」（JSME S NA1-2008）に関する技術評価書」（平成 21 年 2 月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）又は「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格（2012 年版/2013 年追補/2014 年追補）」（JSME S NA1-2012/2013/2014）及び関連規格に関する技術評価書」（原規技発第 1906051 号（令和元年 6 月 5 日 原子力規制委員会決定））②</p> <p>3 原子炉格納容器は、最高使用圧力の 0.9 倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないものでなければならない。③</p>	<p>なお、漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」（JSME S NA1）等に従って実施する。</p> <p>原子炉格納容器は、最高使用圧力の 0.9 倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。</p>	<p>なお、漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」（JSME S NA1）等に従って実施する。</p> <p>③ 【21 条 8】</p> <p>原子炉格納容器は、最高使用圧力の 0.9 倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>④ 【21 条 9】</p>			<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
 【第21条 耐圧試験等】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)  
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)  
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
(解釈) 3 第3項に規定する「気密試験を行ったとき、著しい漏えいがない」は、日本電気協会「漏えい率試験規程 2008」(以下「漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2008)」) という。) 又は原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2017)」(以下「漏えい率試験規程 2017」という。) の規定に「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の適用に当たって(別記-8)」の要件を付したものでより確認すること。④ (「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2008)に関する技術評価書(平成21年2月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)及び「日本電気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(JEAG 4217-2018)、軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC 4207-2016)及び原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2017)」に関する技術評価書」(原規技発第2107219号(令和3年7月21日原子力規制委員会決定))) ー以下余白ー	なお、漏えい率試験は、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC 4203)等に従って行う。 ただし、原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮については、判定基準に適切な余裕係数を見込むか、内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施する。 ー以下余白ー	なお、漏えい率試験は、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC 4203)等に従って行う。 ④【21条10】 ただし、原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮については、判定基準に適切な余裕係数を見込むか、内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施する。 ④【21条11】 ー以下余白ー			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 ー以下余白ー	原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等 原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等 ー以下余白ー

【第 21 条 耐圧試験等】

— : 該当なし  
 ※ : 条文全体に関わる説明書

様式-6

各条文の設計の考え方

第 21 条 (耐圧試験等)					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	内圧を受ける機器に係る耐圧試験	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項 1 号	1	—
②	大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項 2 号	1	—
③	漏えい試験	技術基準の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	2 項	2	—
④	漏えい率試験	技術基準の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	3 項	3	—
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
—	—	—	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
—	—	—	—		
4. 詳細な検討が必要な事項					
No.	記載先				
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書				

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)  
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（SA）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>（耐圧試験等）</p> <p>第五十八条 重大事故等クラス1機器、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。ただし、他の方法により当該圧力に耐え、かつ、圧力を加えた場合に著しい漏えいがないことを確認できる場合は、この限りでない。①</p>	<p>重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>①【58条1】</p> <p>なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1)等に従って実施する。</p> <p>①【58条2】</p> <p>ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。</p> <p>①【58条3】</p> <p>重大事故等クラス3機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。</p> <p>①【58条4】</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・ 要求事項に対する設計の明確化。</li>   <li>・ 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・ 要求事項に対する設計の明確化。</li>   <li>・ 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・ 要求事項に対する設計の明確化。</li>   <li>・ 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・ 要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
 【第58条 耐圧試験等】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置許可と基本設計方針(後)  
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>2 重大事故等クラス1機器、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないものでなければならない。ただし、他の方法により当該圧力を加えた場合に著しい漏えいがないことを確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>②</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第58条の適用にあたっては、第21条の解釈に準ずるものとする。ただし、重大事故等クラス3機器に係る耐圧試験にあつては、完成品として一般産業品の規格及び基準へ適合している場合（消防法に基づく技術上の規格を満たす消防車等）には、第1項の規定を満たすものと解釈する。</p> <p>①, ②</p> <p>2 第1項及び第2項に規定する「他の方法」とは、機器の使用時における圧力で試験を行うことが困難と認められる場合に、評価等の方法を用いて実施する場合をいう。</p> <p>①, ②</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>使用中の重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>②【58条5】</p> <p>なお、漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格」（J S M E S N A 1）等に従って実施する。</p> <p>②【58条6】</p> <p>ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は使用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。</p> <p>②【58条7】</p> <p>重大事故等クラス3機器であつて、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。</p> <p>②【58条8】</p> <p>— 以下余白 —</p>			<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.4 耐圧試験等</p> <p>— 以下余白 —</p>

— : 該当なし  
 ※ : 条文全体に関わる説明書

各条文の設計の考え方

第 58 条 (耐圧試験等)					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	機器の使用時における圧力での耐圧試験	技術基準の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。 ただし, 重大事故等クラス 1 機器としては, 今回の申請範囲に対象となる機器等がないため, 今後, 施設時における申請時に記載する。	1 項	1, 2	—
②	機器の使用時における圧力での漏えい試験	技術基準の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	2 項	1, 2	—
2. 設置許可本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
—	—	—	—		
3. 設置許可添八のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
—	—	—	—		
4. 詳細な検討が必要な事項					
No.	記載先				
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書				

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉冷却系統施設（共通項目）の基本設計方針）

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>5.4 耐圧試験等（第 21 条，第 58 条）</p> <p>(1) クラス 1 機器，クラス 2 機器，クラス 3 機器，クラス 4 管及び原子炉格納容器は，施設時に，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。【21 条 1】</p> <p>ただし，気圧により試験を行う場合であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては，最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。【21 条 2】</p> <p>なお，耐圧試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」(J S M E S N C 1) 等に従って実施する。【21 条 3】</p> <p>a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。【21 条 4】</p> <p>ただし，クラス 1 機器，クラス 2 管又はクラス 3 管であつて原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は，燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては，通常運転時の圧力を超える圧力とする。【21 条 5】</p> <p>b. 内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。【21 条 6】</p> <p>(2) 重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は，施設時に，当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。【58 条 1】</p> <p>なお，耐圧試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」(J S M E S N C 1) 等に従って実施する。【58 条 2】</p> <p>ただし，使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。【58 条 3】</p>	

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>重大事故等クラス 3 機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。【58 条 4】</p> <p>(3) 使用中のクラス 1 機器，クラス 2 機器，クラス 3 機器及びクラス 4 管は，通常運転時における圧力で，使用中の重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は，当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。【21 条 7】【58 条 5】</p> <p>なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(J S M E S N A 1) 等に従って実施する。【21 条 8】【58 条 6】</p> <p>ただし，重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は使用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。【58 条 7】</p> <p>重大事故等クラス 3 機器であって，消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は，上記によらず，運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。【58 条 8】</p> <p>(4) 原子炉格納容器は，最高使用圧力の 0.9 倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。【21 条 9】</p> <p>なお，漏えい率試験は，日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(J E A C 4 2 0 3) 等に従って行う。【21 条 10】</p> <p>ただし，原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮については，判定基準に適切な余裕係数を見込むか，内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施する。【21 条 11】</p>	